

除雪機械運転員資格基準

第 1 条 目 的

この基準は、道路除雪作業において、一般車両及び歩行者の安全と作業者自身の安全を確保するとともに、施工能率の向上を図るために、除雪機械運転員の資格を定めるものである。

第 2 条 用語の定義

- 1 この基準において「建設機械施工技師」とは、建設業法施行令第27条の3（昭和31年8月29日政令273号）に規定する建設機械施工の技術検定に合格した者をいう。
- 2 この基準において「技能講習」とは、労働安全衛生規則第78条第21号（昭和47年9月30日労働省令第32号）に規定する車両系建設機械運転技能講習をいう。

第 3 条 適 用

この基準は、秋田県が施工する秋田県管理道路の除雪業務委託における除雪機械の運転員に適用する。

第 4 条 運転員の資格基準

- 1 運転員は、道路交通法に規定する当該機械の運転に必要な免許を所有していなければならない。
- 2 運転員は、前項によるほか、別表－1に該当する資格を有していなければならない。

第 5 条 除雪機械運転員届

除雪にあたって、様式－8の2により除雪機械運転員届を提出するものとする。

(別表－ 1)

除雪機械運転員資格基準

運 転 す る 除 雪 機 械	所有すべき 免 許	必要な資格	除雪経験年数		摘 要
			車両種別	経験年数	
除雪トラック	大型免許	—	大型自動車	1	
除雪用グレーダ	大型特殊 免 許 (装輪式)	建設機械施工技士 (3種) 又は 技能講習修了	大型特殊 自動車 (装輪式)	2	
除雪ドーザ及び トラクタショベル (装輪式)	大型特殊 免 許 (装輪式)	建設機械施工技士 (1種) 又は 技能講習修了	大型特殊 自動車 (装輪式)	1	
ロータリ除雪車	大型特殊 免 許 (装輪式)	—	大型特殊 自動車 (装輪式)	2	
小型除雪車	小型特殊 免 許	—	普通自動車 又は 軽自動車	2	
小型除雪機 (ハンドガイド式)	—	—	小型特殊 運転免許 相当以上	1	
凍結防止剤 散布車・装置 (総重量5t以上11t未満)	中型免許	—	中型自動車 免許相当以上	1	
凍結防止剤 散布車・装置 (総重量11t以上)	大型免許	—	大型自動車	1	

用語の定義

※ 1 この基準において「建設機械施工技士」とは、建設業法施行令第27条の3（昭和31年8月29日 政令273号）に規定する建設機械施工の技術検定に合格した者をいう。

※ 2 この基準において「技能講習」とは、労働安全衛生規則第78条第21号（昭和47年9月30日 労働省令第32号）に規定する車両系建設機械運転技能講習をいう。